

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

2008.04.16

化学物質の分類・表示の世界調和システム (GHS) への

政府対応の問題点

星川欣孝

3月24日付けの朝日新聞の「私の視点」欄に城内博氏の「化学物質事故 危険性知らせる法整備を」と題する提言が掲載された。城内氏はGHSを策定する国際会議の論議に参画され、また、GHSに関わる労働安全衛生法の改正に重要な役割を果たされた専門家であることから、城内氏が指摘する憂慮すべき事態や提言は傾聴に値するものである。私もGHSの策定過程に関わったことがあり、また、城内氏が指摘する以下の事態を憂慮する者として、日本政府の対応についていくつかの問題点を付言したい。

1. 国連経済社会理事会の勧告「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム GHS」は、危険有害性の分類を世界的に統一してラベル等で知らせるためのもので、欧米ではそれを基に法律の見直しが進み、数年後には世界各地でこのシステムが実施される見込みである。
2. 日本にはこれをそのまま導入できる法体系がない。
3. 勧告に基づき2006年に労働安全衛生法が改正された。しかし、表示の対象は労働現場に限られ、消費者が手にする様々な製品にはラベル表示の規制が及ばない。
4. 簡単ではない労働者や消費者の教育をうんぬんする前に、まずラベルなどの危険性を知らせるシステムを作るべきである。
5. 消費者や労働者の視点に立つ製品安全のために「知らせる」ための法整備を期待する。

一般にこのような事態を適切に解決するためには、関係者間でこうした事態を招いている真の原因について共通認識を形成しておく必要がある。具体的には、日本の化学物質管理の法体系や管理制度の全体像を俯瞰して是正が必要な問題点を明確にしておく必要がある。GHSへの対応における憂慮すべき事態について全体的に俯瞰して明らかになる真の原因は、GHSのような化学物質にかかわる基本的な管理制度が複数の法律に分散している現行法体系であり、また、中央の行政機構内に化学物質管理を中核的に担う独立機関が存在しないことも真の原因の一つである。

このような世界の状況とかけ離れた現況は、明治以来の統治機構を温存しつつ、その時々必要性に迫られて法律をバラバラと制定してきただけで、全体的視座から実効性と効率性を高めるための体系的見直しを一度も行っていないことに起因している。全体的視

座からの体系的見直しの取組みは、経済協力開発機構 (OECD) が 1990 年代半ばから理事会決議に基づいて推進しているが、日本の規制改革の方向性は全く異なっている。それゆえ、こうした憂慮すべき事態の招来は GHS への対応などの化学物質管理行政に限らず、消費者行政や製品安全行政においても今後繰り返されることが想定される。

GHS への政府の対応についてこれまでの経緯を振り返ってみても、化学物質の分類・表示を世界的に調和する取組みがアジェンダ 21 第 19 章のプログラム領域 B に掲げられた意義の重要性に政府関係者が早い時点で気付いていたならば、その議論の過程に参画して早い段階から国内での対応のあり方を関係者と協議していたはずである。また、GHS 関係省庁連絡会議の開催に際して GHS 文書に記載される 10 項目の適用原則の重要性に関係省庁が留意していたならば、政府としての統一对処方針の必要性に思い至ったはずである。しかし、現実的には期待されるいずれの事態も起こらず、関係省庁がバラバラに対処して城内氏が指摘する憂慮すべき事態を招き、ひいては国際公約を果たし得ない状況に陥っている。

このような事態が示唆する問題点は、化学物質管理能力の強化のために政府が国際的に約束した協調活動や新たな管理制度の導入に対する政府の対応に重大な欠陥があるということである。城内氏が提言するように、関係省庁が労働者や消費者の視点に立って任務を適正に果たしうるようになるためには、その前提として政府自らがこのような欠陥を認識し、現状を根本的に是正するための行動を起こす必要がある。

この資料の一部または全部を著者に無断で転用することはできません。